

ICT活用工事(舗装工(修繕工))(島根県版)実施要領

1. ICT活用工事(舗装工(修繕工))(島根県版)

1-1 ICT活用工事の定義

ICT活用工事(島根県版)実施要領(以下「共通事項」という。)と同様とする。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、その他の技術については、国土交通省が定める各出来形管理要領および各種要領に基づき実施すること。

① 3次元起工測量

発注者から貸与できる3次元測量データ(地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ)がある場合は、それらを活用することを基本とするが、必要に応じて受注者が3次元測量データを取得する場合又は発注者から起工測量に代わる3次元測量データを貸与できない場合は、下記1)～4)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、いずれの場合もICT活用の扱いとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、切削計画を作成する。また、3次元出来形管理や3次元を活用した位置出し、丁張り設置等を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。

- 1) 3次元位置を用いた施工管理システム

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT舗装工(修繕工)の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合下記に示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-2①②による3次元データ等及び④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(舗装工(修繕工))(島根県版)の対象工事

ICT活用工事の対象工事(発注工種)は「舗装工事」及び「維持修繕工事」を原則とし、下記(1)に該当する工事とする。

(1) 対象工種・種別

ICT活用工事(舗装工(修繕工))(島根県版)の対象は、次の工種とする。

《ICT活用工事(舗装工(修繕工))の対象工種種別》

工事区分	工種	種別
・道路維持 ・道路修繕	舗装工	・路面切削工 ・切削オーバーレイ工

・その他(特記仕様書等により別途定める工事)

(2) 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

2. ICT活用工事(舗装工(修繕工))(島根県版)の実施方法

2-1 発注方式(対象規模の目安)

(1) 施工者希望型(A型)

舗装修繕面積が2,000m²以上を目安として、発注者が設定する。

(2) 施工者希望型(B型)

上記(1)以外の工事で実施可能とする。

2-2 ICT活用計画書等の提出

共通事項と同様とする。

2-3 発注における入札公告等

入札公告等の記載例については、別添のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3. ICT活用工事(舗装工)(島根県版)実施の推進のための措置

以下について共通事項と同様とする。

3-1 総合評価落札方式における加点措置

3-2 工事成績評価における措置

3-3 ICT活用工事実績証明書の発行

4. ICT活用工事(土工)(島根県版)の導入における留意点

以下について共通事項と同様とする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

4-2 3次元設計データ等の貸与

4-3 工事費の積算

4-4 ICT監督・検査体制の構築

4-5 現場見学会・講習会の実施

5. ICT活用工事に関する調査等

以下について共通事項と同様とする。

5-1 発注見通しの公表

5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）